

新「テロ」特別措置法の成立に抗議する

2008年1月11日

- 1 本日、政府与党は、衆議院において、参議院で否決された新「テロ」特措法（テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法）を再可決し、成立させた。これは先の参議院選挙で示された国民世論を裏切り、憲法・国際法違反の法律を成立させる暴挙であり、自由法曹団はこれに強く抗議する。
- 2 自由法曹団は、これまで、新「テロ」特措法が定める海上自衛隊の給油活動が憲法の禁止する武力行使にあたること、同法は自衛隊の活動に対する国会の承認を不要とする点で文民統制の原則に反すること、そして、同法により参加が予定されるアメリカの対アフガニスタン戦争が、武力行使を原則禁止した国連憲章に違反することを、繰り返し指摘し、同法の成立に反対してきた。

法案審理期間中も、米軍等の空爆で多くの市民が命を奪われ、治安も悪化の一途を辿るアフガニスタンの情勢は、全く変わっていない。

国会審理では、真の国際貢献とは何かの議論も尽くされておらず、なぜ給油・給水活動再開が必要なのか、全く明らかになっていない。他方、防衛利権をめぐる汚職問題も解明されておらず、国民への説明責任は全く果たされていない。

憲法59条2項は法案は二院で可決すべしという原則の重大な例外であり、濫用は許されない。直近の参議院選挙で示された国民世論を無視し、数に頼んで再可決したことは、憲政の常道を逸脱するものというほかない。

- 3 自由法曹団は、「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」成立に断固抗議し、これに基づく海上自衛隊による給油・給水活動の再開に強く反対する。

自由法曹団 団長 松井繁明